

全国温泉振興議員連盟総会次第

日時：令和4年2月18日（金）14：00～15：00
於：衆議院第1議員会館 地下1階 多目的ホール
司会：佐々木 紀 事務局次長

一、開会

司会より

一、会長挨拶

全国温泉振興議員連盟 会長 中曽根 弘文

一、議事

*温泉関連団体よりヒアリング

- ・「温泉所在都市協議会」 会長 熱海市長 齊藤 栄 氏
- ・「一般社団法人日本温泉協会」 会長 笹本 森雄 氏

*省庁より説明

- ・コロナ禍での旅館業の現状と課題及び支援策・融資制度等について
—（厚生労働省、中小企業庁、観光庁から説明）
- ・温泉旅館に係る暫定排水基準の見直しについて（ほう素、ふっ素）
—（環境省より説明）
- ・地熱発電の現状について
—（経済産業省より説明）
- ・温泉文化のユネスコ無形遺産登録について
—（文化庁より説明）

一、質疑応答

※出席者一覧は裏面

【出席者】

■温泉所在都市協議会

温泉所在都市協議会会長 熱海市長 齊藤 栄
熱海市秘書広報課秘書室 室長 鈴木 英明
全国市長会 財政部長 平寄 正俊

■一般社団法人日本温泉協会

会長 笹本 森雄
常務副会長 岡村 興太郎
専務理事 関 豊

■省庁出席者

□厚生労働省

医薬・生活衛生局生活衛生課長 成松 英範

□経済産業省

資源エネルギー庁 資源・燃料部政策課 燃料政策企画室室長 蓮沼 佳和
中小企業庁 長官官房 総務課 中小企業政策上席企画調整官 柴山 豊樹
中小企業庁 事業環境部 金融課 課長 神崎 忠彦

□観光庁

参事官（旅行振興）付課長補佐（総括） 杉田 茂樹
観光産業課国際観光振興政策企画官 進藤 昭洋

□環境省

水・大気環境局長 松澤 裕
水・大気環境局水環境課排水基準係長 町村 輔
自然環境局自然環境整備課温泉地保護利用推進室 室長 北橋 義明

□文部科学省

文化庁文化資源活用課長 篠田 智志

全国温泉振興議員連盟 役員一覧（案）

2018年3月時点

顧問	二階 俊博	(衆・自民党)
会長	中曽根 弘文	(参・自民党)
副会長	河村 建夫	(衆・自民党)
副会長	井上 義久	(衆・公明党)
副会長	塩崎 恭久	(衆・自民党)
副会長	渡辺 周	(衆・国民民主党)
副会長	羽田 雄一郎	(参・国民民主党)
副会長	小淵 優子	(衆・自民党)
副会長	中川 雅治	(参・自民党)
幹事長	岩屋 毅	(衆・自民党)
幹事長代理	細野 豪志	(衆・自民党)
副幹事長	若松 かねしげ	(参・公明党)
副幹事長	階 猛	(衆・無所属)
副幹事長	盛山 正仁	(衆・自民党)
副幹事長	長谷川 岳	(参・自民党)
副幹事長	吉川 元	(衆・立憲民主党)
事務局長	牧島 かれん	(衆・自民党)
事務局長代理	今井 雅人	(衆・無所属)
事務局次長	佐々木 紀	(衆・自民党)

新型コロナウイルス感染症対策に関する秋季決議

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）については、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が解除されたものの、未だに住民生活や経済活動に甚大な影響が生じている。

特に温泉所在都市においては、旅館・ホテル等からなる宿泊業を中心に、農林水産業、卸売業、飲食業、各種サービス業等が連なる産業構造を持っているため、地域経済は危機的状況に陥っており、一刻も早い経済再生が求められている。

また、温泉所在都市の貴重な財源である入湯税は、ごみ処理などの環境衛生施設や消防設備の整備を通じて安全安心なまちづくりに欠かせないものであるが、人の流れが回復していない状況下においては、その安定的な確保が極めて難しくなっている。

温泉所在都市においては、かねてより官民が一体となって新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、地域住民の安全・安心、活力ある地域づくりに向けて全力で取り組んでいるところであるので、国においては、下記の喫緊の課題について、速やかに取り組まれるよう強く要請する。

記

1 大胆な経済対策の実施と新型コロナウイルス感染症対策に要する財源の確保

予想される第6波をはじめ、今後もコロナ禍による地域経済の低迷が続くことを踏まえ、温泉所在都市をはじめとした地方が必要とする対策について、補正予算等での措置により、大胆かつ強力な経済対策を実施すること。

その際には、引き続き新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を確保し、地方に対して早期にその見通しを示すとともに、その用途を地方に委ね、地域の実情に応じて実施する事業が幅広く対象となるよう、さらなる柔軟な枠の見直し、弾力的な運用や期間延長、手続きの簡素化などを図ること。

特に温泉所在都市においては、既に事業に対する予算を使い果たし一般財源を投入したり、予算枠使用後は事業を終了したりせざるを得ない状況であるため、引き続き必要とされる新たな事業を生み出すことが可能となるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額すること。

2 観光産業をはじめとした地域経済への支援

外出・移動の抑制などにより、観光産業を基幹産業とする温泉所在都市においては観光・宿泊・交通関連の事業者をはじめ、温泉供給事業者、飲食事業者、運転代行業者、プライダル事業者、イベント事業者、農林漁業者、芸妓・コンパニオン事業者など関連する取引先まで含めて広く影響を受けており、地域経済・雇用に極めて深刻な影響が生じていることから、持続化給付金や家賃支援給付金の再支給や無利子融資、償還・据置期限の延長など、幅広く事業者への経営支援を行うこと。

また、観光産業の回復には継続的な観光需要喚起対策が必要であることから、感染状況に応じて、GoTo キャンペーンの早期再開や高速道路料金の割引を実施するなど柔軟な対応を検討

すること。

さらに、宿泊事業者が感染拡大防止策に取り組む際の導入費用については、都道府県に対して補助する制度が創設されているが、宿泊事業者以外にあっても同様の対策を講じていることから、対象事業者を限ることなく、補助対象の拡大や事業規模に応じたきめ細やかな措置を講じること。

3 安全・安心な観光の促進

過去に実施されたGoToキャンペーン等の観光需要喚起対策について、観光が感染拡大の主因であるかのような認識が世間に広まっており、温泉所在都市の地域経済回復の妨げとなっている。このため、観光の感染拡大への影響については、国において、諸外国との比較も含めて科学的根拠や知見を交えた分析・検証を早期に進めた上で総括を行い、広く国民に提示するとともに、安全・安心な観光を促すメッセージを発出すること。

4 新しい生活様式への対応と推進

デジタル化が急速に進む中、新たな働き方として推進されている「ワーケーション」は、人の流れを抑制しつつも、コロナ禍における経済活動を推進していくために極めて重要であり、全国の温泉地においては、その受け皿として高いポテンシャルを有している。

地域の観光資源を効果的に活用するため、ワーケーションはもとより、全ての旅行者の快適な滞在のためにも、Wi-Fi環境の整備やキャッシュレス化の整備、受け入れ施設や設備の改修など、温泉所在都市が行っている多様な取り組みについて、財政支援を行うとともに、ワーケーションの一層の推進を図ること。

5 地方一般財源の安定的な確保

温泉所在都市に特有の入湯税は、ごみ処理などの環境衛生施設や消防設備の整備を通じて安全安心なまちづくりを行うために欠かせない貴重な財源となっているが、人の流れが回復していない状況下においては、その安定的な確保が極めて難しくなっているなど、温泉所在都市には特別な財政事情が生じている。

新型コロナウイルス感染症対策に全力で取り組む中、温泉所在都市をはじめ、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる地方税や地方交付税などの一般財源総額については、今後も必要所要額を的確に捕捉し安定的に確保すること。

令和3年11月

温泉所在都市協議会

会長 熱海市長 齊藤 栄

全国温泉所在都市議会議長協議会

会長 熱海市議会議長 越村 修

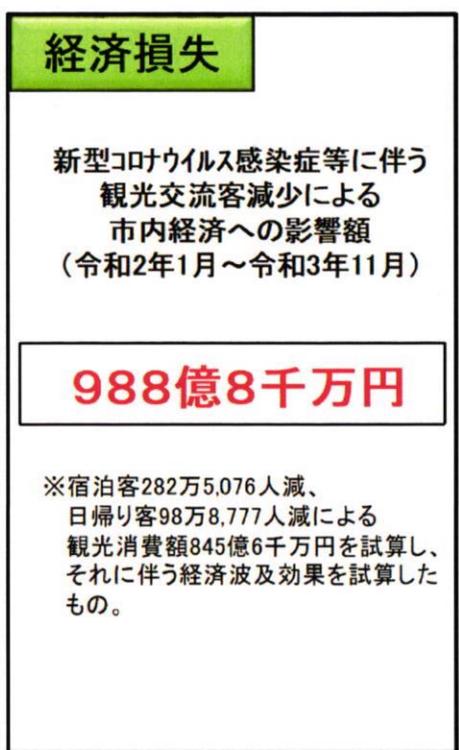
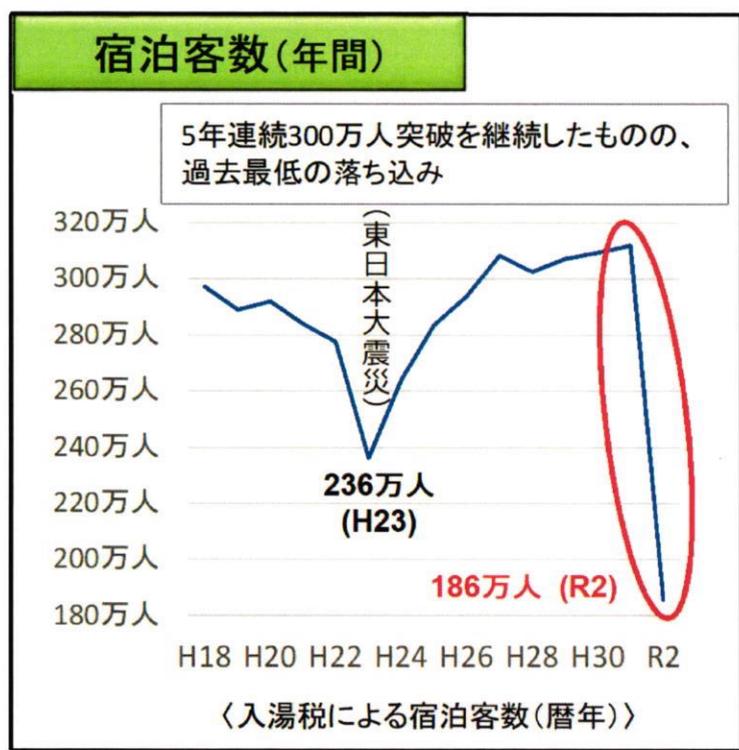
令和4年2月18日
静岡県熱海市

熱海観光の現状と土石流災害からの復興等

(全国温泉振興議員連盟総会資料)



熱海観光の現状



土石流災害からの復興・コロナ禍を乗り越えていくための令和4年度の施策(予算案)

- 伊豆山土石流災害からの復旧・復興

- ①復興まちづくり計画の策定 ・被災者生活再建、インフラ復旧の方向性に係る計画策定（7,680万円）
- ②被災者見守り・相談支援 ・伊豆山ささえ逢センター（667万円）
- ③逢初川沿い市道再整備、用地購入 ・市道再整備（用地購入費1億2,465万円）（工事費1億8,000万円）
- ④災害廃棄物、土砂の処理
- ・災害廃棄物処分・仮置場運営・災害廃棄物撤去等業務（4億446万円）
 - ・堆積土砂排除事業費（令和3年度予算繰越事業）
- ⑤災害派遣職員の確保 ・他自治体からの応援職員経費（4,500万円）
- ⑥消防ポンプ自動車購入費 ・消防第4分団車購入費（2,000万円）
- ⑦被災者事業者復旧支援 ・被災復旧支援事業費補助金（事業者4,993万円）（漁船237万円）

2 コロナ禍における対策

- ①新型コロナウイルス感染症に係る予防接種経費 ・ワクチン接種経費（8,661万円）
- ②生活困窮者自立支援／自宅療養者への支援
- ・自立支援金（1,088万円）
 - ・臨時特別給付金（令和3年度予算繰越事業）
 - ・自宅療養者への食料支援（7万円）
- ③コロナ禍における経済対策
- ・観光ブランドプロモーション経費（1,500万円）
 - ・JR東日本・東海との連携による誘客業務委託（600万円）
 - ・花火大会追加開催運営補助金（1,000万円）

コロナ禍における日本温泉協会の現状と取組、課題について

一般社団法人日本温泉協会
会長 笹本 森雄

1. コロナ禍における温泉関連事業の現状とGOTOトラベル事業再開希望

日本国内の感染の急拡大に伴い、度重なる緊急事態宣言やまん延防止措置の発出により国民の移動は制限され、観光・宿泊・飲食業に与えた影響は甚大であり、温泉事業者も休業を余儀なくされ、既に閉館、廃業に追い込まれた施設も多い。当協会にも事業継続を諦め退会を申し出られる施設が増加している。

そんな中でも、群馬県草津温泉、神奈川県箱根温泉、山形県蔵王温泉、北海道川湯温泉等は大学と連携して、強酸性温泉がコロナウイルスを不活化させる研究結果を発表して一筋の光明となった。当協会も協力して温泉地での健康増進効果を協会広報誌やホームページ、フェイスブックなどでPR活動を行っている。また、当協会の学術部が監修して温泉施設に関するコロナウイルス対策チェックリストを作成し、合格施設には合格証を発行して温泉事業者の毎日の感染防止対策の指針としている。

昨年のGOTOトラベル事業は国民の移動意欲を増進し需要拡大効果があったが年末年始からのオミクロン株の急拡大により春休み以降の宿泊キャンセルが増大している。

「人流抑制」ではなく「人数制限」へシフトチェンジし、是非ともGOTOトラベル事業の再開をお願いしたい。

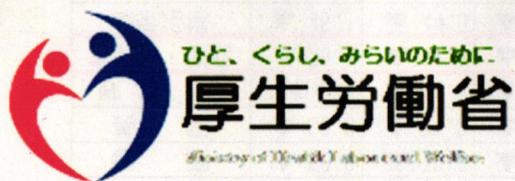
2. 地熱開発拡大には慎重に議論をお願いする要望書の提出

2021年3月、当協会は環境省、資源エネルギー庁、内閣府規制改革担当に「地熱開発には慎重な議論をお願いする」要望書を提出した。当協会では地熱開発を行う上で守ってほしい5つのお願い(①地元の合意②客観性が担保された相互の情報公開③過剰採取防止の規制④継続的かつ広範囲にわたる環境モニタリングの徹底⑤被害を受けた温泉と温泉地の回復作業の明文化)を公表して地熱開発と温泉事業の共生に向けて話し合いを継続すべく、関係省庁と意見交換会を開催し、地熱開発を行う前からの温泉モニタリングの義務付けをお願いしている。また温泉の減温、減衰が生じた場合の温泉事業者への補償義務付けを是非ともお願いしたい。

3. 日本の温泉文化を世界に広めるため「ユネスコ無形文化遺産登録」を要望

2019年6月当協会は、日本の温泉文化をユネスコ無形文化遺産登録することを目指し活動していくことを総会で決議した。その後、群馬県を中心に各地で国民運動を起こすべく講演活動を継続している。2020年12月、フィンランドのサウナ文化がユネスコ無形文化遺産記載となったこともあり、日本の温泉文化も可能性があるものとする。是非とも登録に向けたご協力をお願いしたい。

以上



コロナ禍での旅館業の現状と課題及び 支援策・融資制度について

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課
令和4年2月18日

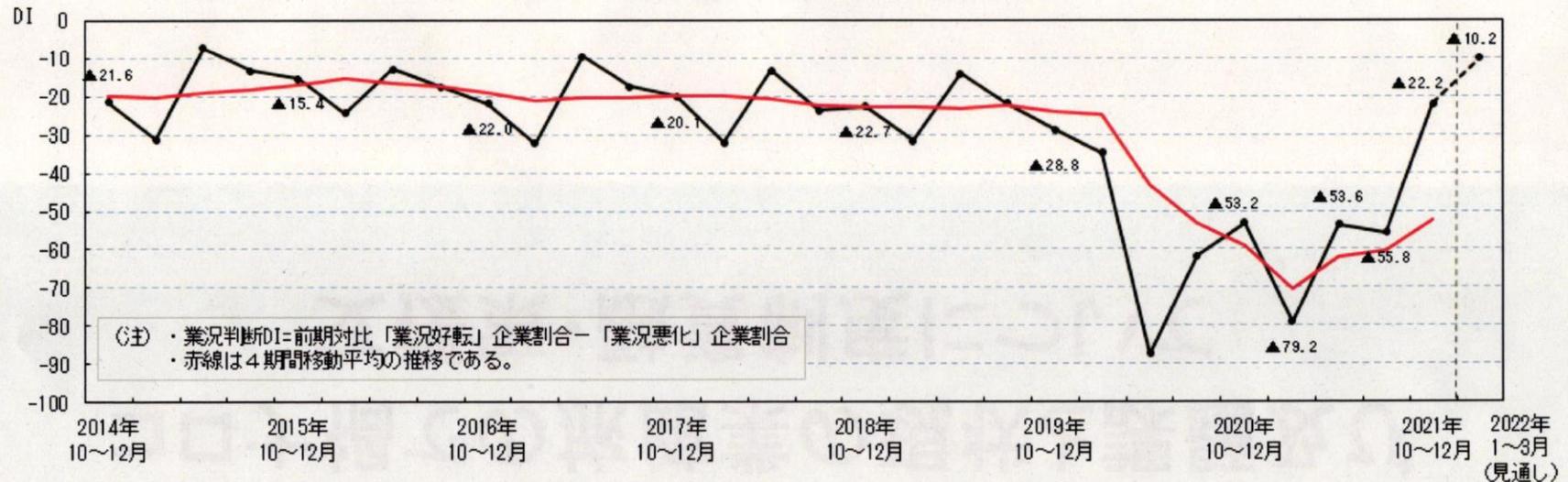
新型コロナウイルス感染症によるホテル・旅館業への影響

(出典)2022年2月1日 株式会社日本政策金融公庫
「生活衛生関係営業の景気動向等調査結果(2021年10~12月期)」

1. 業況判断

- 業況判断DIは、前期からマイナス幅が33.6ポイント縮小し、▲22.2となった。
- 来期は、マイナス幅がさらに12.0ポイント縮小し、▲10.2となる見通しである。

図表1 業況判断DIの推移(全業種計)



図表2 業種別 業況判断DIの推移(飲食業を除く)

凡例	2020年 10~12月	2021年 1~3月	2021年 4~6月	2021年 7~9月	2021年 10~12月 (今期)	2022年 1~3月 (見通し)
食肉・食鳥肉	▲27.4	▲52.3	▲46.6	▲46.8	▲12.0	▲1.3
氷雪	▲80.4	▲96.4	▲74.1	▲70.7	▲24.1	▲17.2
理容	▲58.6	▲72.0	▲36.6	▲36.9	▲33.6	▲17.9
美容	▲60.0	▲71.3	▲41.4	▲42.2	▲27.8	▲12.7
映画館	▲8.8	▲84.7	▲52.4	▲9.7	▲42.9	▲6.3
ホテル・旅館	▲23.2	▲91.6	▲65.4	▲49.5	▲5.4	▲12.4
公衆浴場	▲45.1	▲44.0	▲49.1	▲40.7	▲13.4	▲9.8
クリーニング	▲58.4	▲87.6	▲22.0	▲74.8	▲35.7	▲43.0

※表中の網掛けは、全業種計の割合を上回るものを表す(以下同じ)。

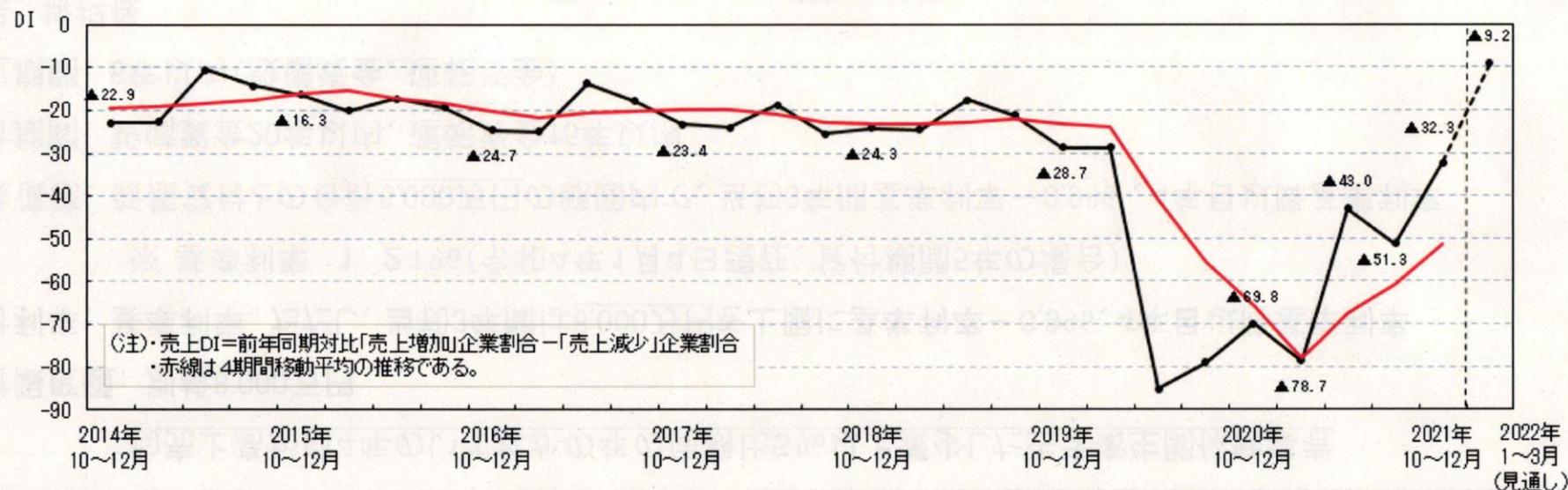
図表3 飲食業 業況判断DIの推移

凡例	2020年 10~12月	2021年 1~3月	2021年 4~6月	2021年 7~9月	2021年 10~12月 (今期)	2022年 1~3月 (見通し)
飲食業(全体)	▲56.4	▲85.4	▲67.3	▲67.8	▲17.3	▲5.4
そば・うどん	▲36.9	▲82.7	▲49.1	▲61.1	0.0	▲2.8
中華料理	▲52.2	▲83.6	▲66.7	▲71.3	▲12.1	▲9.6
すし	▲60.4	▲84.9	▲69.3	▲70.7	▲14.5	▲9.8
料理	▲53.1	▲91.2	▲74.5	▲67.9	▲18.1	▲1.4
喫茶	▲52.1	▲79.5	▲49.7	▲62.0	▲25.0	▲1.8
社交	▲72.8	▲91.8	▲86.9	▲79.6	▲40.0	▲16.8
その他飲食	▲59.8	▲85.2	▲69.6	▲64.9	▲14.3	▲0.7

2. 売上

- 売上DIは、前期からマイナス幅が19.0ポイント縮小し、▲32.3となった。
- 来期は、マイナス幅がさらに23.1ポイント縮小し、▲9.2となる見通しである。

図表4 売上DIの推移 (全業種計)



図表5 業種別 売上DIの推移 (飲食業を除く)

凡例	2020年 10~12月	2021年 1~3月	2021年 4~6月	2021年 7~9月	2021年 10~12月 (今期)	2022年 1~3月 (見通し)
食肉・食鳥肉	▲45.9	▲51.0	▲46.0	▲50.0	▲23.4	1.3
氷雪	▲91.1	▲94.6	▲65.5	▲67.2	▲43.1	▲8.6
理容	▲64.5	▲68.5	▲35.5	▲37.9	▲32.7	▲20.7
美容	▲69.0	▲70.3	▲21.9	▲41.2	▲28.6	▲11.4
映画館	▲28.6	▲93.1	▲8.6	4.8	▲36.5	▲6.3
ホテル・旅館	▲68.3	▲93.8	▲29.9	▲45.4	▲28.6	15.7
公衆浴場	▲61.9	▲50.5	▲47.3	▲29.2	▲20.5	▲1.8
クリーニング	▲77.9	▲80.2	▲36.7	▲50.4	▲50.6	▲36.5

図表6 飲食業 売上DIの推移

凡例	2020年 10~12月	2021年 1~3月	2021年 4~6月	2021年 7~9月	2021年 10~12月 (今期)	2022年 1~3月 (見通し)
飲食業(全体)	▲74.5	▲86.3	▲55.0	▲63.3	▲31.7	▲5.1
そば・うどん	▲46.1	▲79.3	▲21.7	▲51.4	▲21.5	0.0
中華料理	▲74.5	▲79.4	▲53.9	▲65.0	▲27.4	▲10.2
すし	▲74.6	▲81.5	▲52.3	▲64.9	▲28.3	▲12.7
料理	▲79.7	▲95.2	▲71.6	▲60.8	▲30.7	5.8
喫茶	▲66.3	▲82.5	▲47.5	▲50.9	▲29.4	▲2.5
社交	▲92.1	▲98.5	▲70.7	▲80.1	▲52.1	▲22.6
その他飲食	▲80.3	▲87.2	▲60.5	▲64.9	▲31.0	1.2

日本政策金融公庫による生活衛生関係営業者の資金繰り支援

新型コロナウイルス感染症の影響により、売上の減少など業況悪化を来している生活衛生関係営業者の資金繰りを強力に支援するため、「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などの実質無利子・無担保貸付を令和4年3月まで継続し、4月以降は必要な見直しを行った上で低利、無担保の貸付を引き続き実施。

生活衛生関係営業新型コロナウイルス感染症特別貸付

- ① 貸付対象者：新型コロナウイルス感染症の影響により、最近1ヵ月の売上高又は過去6ヶ月（最近1ヵ月を含む。）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期比5%以上減少した生活衛生関係営業者
- ② 貸付限度額：別枠8,000万円
- ③ 貸付利率：基準利率。ただし、当初3年間は6,000万円を上限に基準利率－0.9%、4年目以降基準利率
※ 基準利率 1. 21%（令和4年1月4日現在、貸付期間5年の場合）
- ④ 既往債務：新規貸付との合計6,000万円の範囲内で、当初3年間基準利率－0.9%、4年目以降基準利率
- ⑤ 貸付期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内
- ⑥ 据置期間：5年以内（設備資金、運転資金）
- ⑦ 担保：無担保
- ⑧ 利子補給：借入後3年間は6,000万円を上限に発生した利息について全額利子補給を実施（令和4年3月まで）

生活衛生関係営業の力強い回復に向けた経営支援事業

令和3年度補正
予算:2.0億円
令和2年度第3次補正
予算額:1.6億円

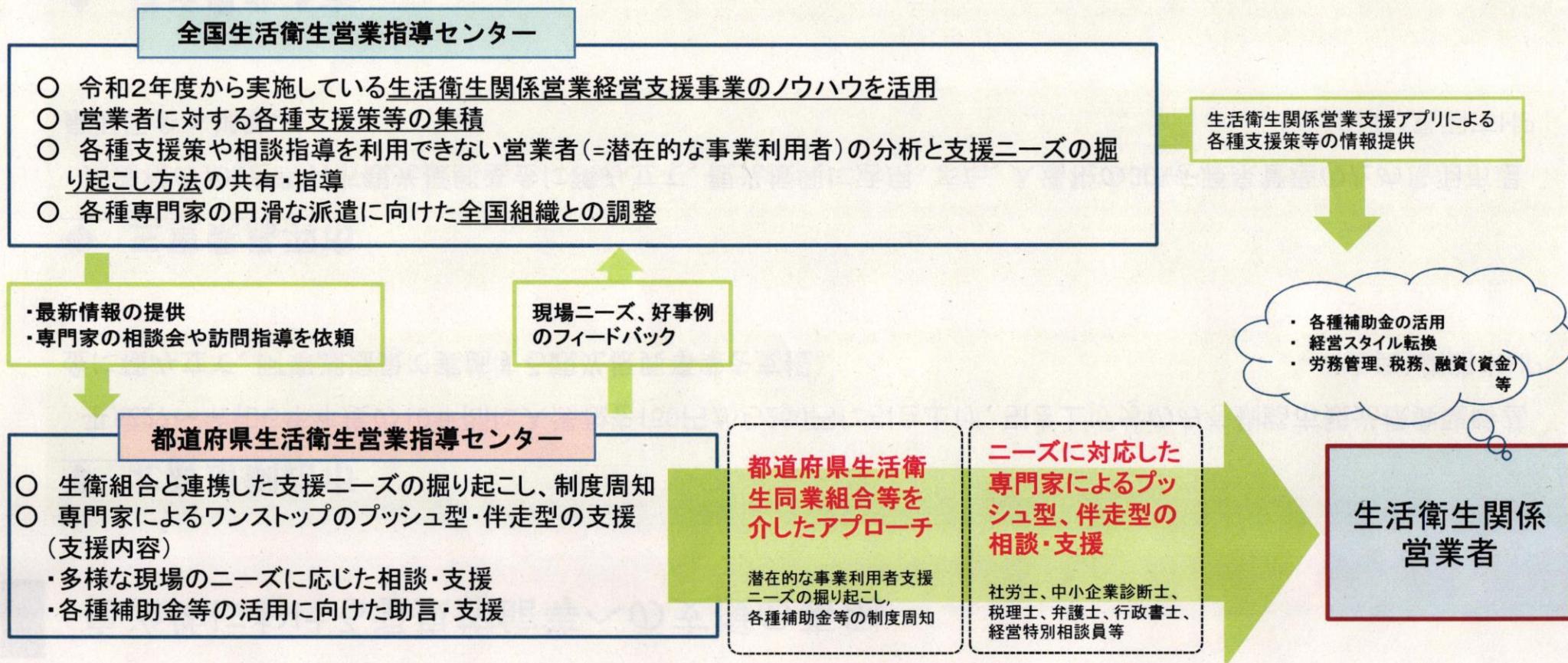
事業目的

生活衛生関係営業者は新型コロナウイルス感染症の感染拡大により深刻な影響を受けており、生活衛生関係営業の商品・サービスの質を維持し、国民の健康を守るためには、業績の回復・安定化が不可欠である。今後の景気回復に向けた経営支援を行っていくとともに、コロナの再拡大を見据えた公的支援への相談体制の支援が引き続き必要である。

事業概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により深刻な影響を受けた生活衛生関係営業者に対し、支援ニーズを掘り起こした上で、

- 力強い回復に向けた、多方面からの専門家による支援
 - 各種給付金、協力金及び補助金等を活用するための周知・助言・支援
- を、地域に根ざした都道府県生活衛生営業指導センターによるワンストップ・プッシュ型・伴走型の支援として実施する。



自治体における温泉旅館等への支援の事例

◆ 北海道釧路市

平成27～令和6年年度の10年間に入湯税を150円から250円に引き上げ、引き上げ分のみを釧路市観光振興臨時基金に積み立て、阿寒湖温泉で実施する観光振興事業を支援。 (出典)釧路市HP

◆ 三重県鳥羽市

入湯税の70%を鳥羽市観光振興基金に積み立て、観光振興に活用。また、入湯税の30%を源泉管理のため鳥羽市温泉振興会へ補助。 (出典)鳥羽市HP

◆ 岩手県北上市

夏油高原温泉郷の温泉施設を利用した際に、宿泊や日帰り入浴の料金が割引される「いこうよ夏油キャンペーン」を実施。 (出典)北上市HP

◆ 兵庫県新温泉町

新温泉町の対象施設に宿泊した際に1人1泊最大5,000円を助成。 (出典)新温泉町HP

中小法人・個人事業者のための

事業復活支援金

コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援

申請期間

2022年1月31日(月)～5月31日(火)

給付対象

①と②を満たす **中小法人・個人事業者が給付対象** となり得ます。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、
2018年11月～2021年3月の間の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して
50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

※計算に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策として国又は地方公共団体による支援施策により得た給付金、補助金等は、各月の事業収入から除きます。ただし、対象月中に地方公共団体による時短要請等に応じており、それに伴う協力金等を受給する場合は、「対象月中に時短要請等に応じた分」に相当する額を、対象月の事業収入に加えます(給付額の算定においても同じ)。

給付額

中小法人等 上限最大 **250万円** **個人事業者等** 上限最大 **50万円** を支給します。

給付額 基準期間^{※1}の売上高－対象月の売上高×5か月分

※1 2018年11月～2019年3月／2019年11月～2020年3月／2020年11月～2021年3月のいずれかの期間(基準月を含む期間であること)

給付上限額

売上高減少率	個人	法人		
		年間売上高 ^{※2} 1億円以下	年間売上高 ^{※2} 1億円超～5億円以下	年間売上高 ^{※2} 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※2 基準月を含む事業年度の年間売上高

以下に当てはまる方は申請が簡単です。是非ご活用ください。

一時支援金または月次支援金を受給された方

事前確認が不要! 提出書類が少ない!
過去の申請情報を活用可能!

登録確認機関と「継続支援関係」に当たる方

事前確認を簡略化! 提出書類が少ない!

▶ 詳細は裏面をご覧ください

省略できます

継続支援関係の登録確認機関にメールまたは電話し、事前予約する

TV会議/対面/電話により簡略化された事前確認を受ける

マイページから申請
下記書類①～⑤を添付
(過去受給時の情報を活用可能)

ホームページで登録確認機関を検索し、メールまたは電話で、事前予約する

TV会議/対面により
・事業を実施しているか
・コロナの影響を受けているか
・給付対象等を正しく理解しているか
について事前確認を受ける

マイページから申請
下記書類①～⑤を添付

マイページから申請
下記書類①～⑧を添付

「係に当たる登録確認機関がある方」は申請ステップの一部を省略できます。

① 商工会議所等の会員・組合員、② 法律に基づく士業(税理士、行政書士等)の顧問先、③ 金融機関の事業性投融資先、④ 登録確認機関の反復継続した支援先。 (承認を受けていただく必要があります。)

おいては、他にも申請時に必要な書類がございます(詳細はホームページでご確認ください)。

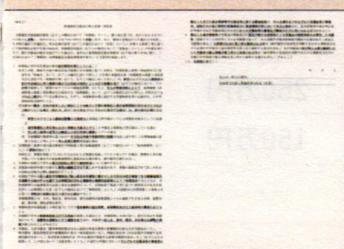
2019年(度)、
する基準期間を全て含む
控え

個人



これらに相当するものを提出して下さい。
① 2019年11月～2020年3月、
準月を含む期間。
準期間を含む全ての事業年度の確定申告書類の控えが必要です。

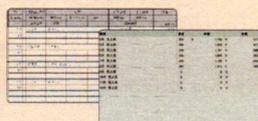
代表者または個人事業者等本人が
自署した宣誓・同意書



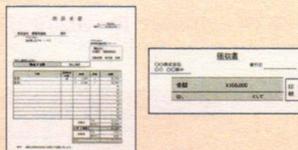
ページからダウンロードできます。

一時支援金および月次支援金を受給しておらず、
継続支援関係がない方は、
以下の書類も必要になります。

6 基準月の売上台帳等



7 基準月の売上に係る1取引分の請求書または領収書等

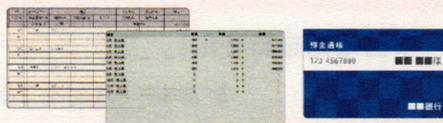


8 基準月の売上に係る通帳等
(取引が確認できるページ)



※7・8については、事業において通帳等を全く用いていない場合など、合理的な理由により提出ができない場合に限り、理由書(様式あり)を提出することで代替することができます。

保存してください。



※申請時の提出は不要ですが、申請後に提出を求める場合がございますので、7年間保存してください。

※給付要件を満たさないおそれがある場合は、保存書類以外にも書類の提出を求める場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響

以下のいずれかによる影響を受けて売上減少している方が対象です。

① 国や地方自治体による、自社への休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請

※個人消費の機会の減少につながるもの



② 国や地方自治体による要請以外で、コロナ禍を理由として顧客・取引先が行う休業・時短営業やイベント等の延期・中止



③ 消費者の外出・移動の自粛や、新しい生活様式への移行



④ 海外の都市封鎖その他のコロナ関連規制



⑤ コロナ関連の渡航制限等による海外渡航者や訪日渡航者の減少



⑥ 顧客・取引先が①～⑤、⑦～⑨のいずれかの影響を受けたこと



⑦ コロナ禍を理由とした供給減少や流通制限



⑧ 国や地方自治体による休業・時短営業やイベント等の延期・中止その他のコロナ対策の要請

※業務上不可欠な取引や商談機会の制約につながるもの



⑨ 国や地方自治体による就業に関するコロナ対策の要請



上記に記載されたいずれかの新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことについて、その裏付けとなる書類の追加提出を求める場合があります。

新型コロナウイルス感染症の影響とは関係のない以下の場合には給付対象とはなりません



実際に売上が減少したわけではないにも関わらず、通常事業収入を得られない時期(事業活動に季節性があるケース(例:夏場の海水浴場)における繁忙期や農産物の出荷時期以外など)を対象月とすることにより、算定上の売上が減少している場合は給付対象外です。



売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により売上が減少している場合は給付対象外です。



要請等に基づかない自主的な休業や営業時間の短縮、商材の変更、法人成り又は事業承継の直後などで単に営業日数が少ないこと等により売上が減少している場合は給付対象外です。

誤って申請することのないよう、よくご確認ください。

相談窓口

電話番号のお掛け間違いが発生しております。お問い合わせの際は、電話番号をよくお確かめのうえ、お掛け間違いのないようお願い申し上げます。

0120-789-140

(携帯電話からもつながります)

※お電話は大変混み合うことが予想されますので、ホームページもご活用ください。

IP電話
専用回線

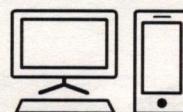
03-6834-7593

受付時間

8:30-19:00

(土日・祝日含む全日)

ホームページ



事業復活支援金 検索

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

! 不正受給は犯罪です!

申請の流れ

アカウントの申請・登録等

一時支援金または月次支援金を既に受給された方

申請ステップが

一時支援金および月次支援金を受給していない方

ホームページの仮登録画面にメールアドレスや電話番号を入力し申請IDを発番※2

ホームページで登録確認機関を検索する

継続支援関係※1に当たる登録確認機関がある方

継続支援関係※1に当たる登録確認機関がない方

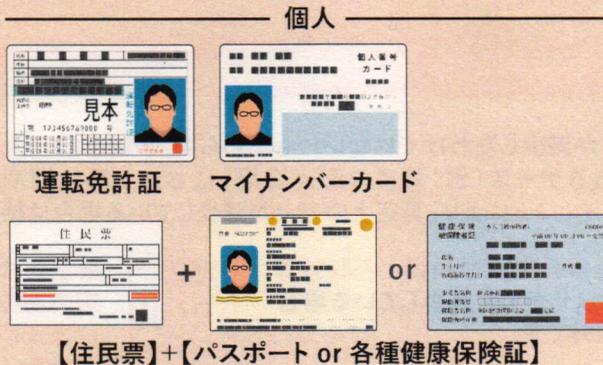
「一時支援金または月次支援金を既に受給された方」、「一時支援金および月次支援金を受給しておらず、継続支援関係のため、事前確認を受ける際は、継続支援関係に当たる登録確認機関がある方は、その機関に依頼することを推奨

※1 継続支援関係とは右の①～④のいずれかに該当することを指します(詳細はホームページでご確認ください)。①法律に基づき特別に設置された機関(商工会) ※2 一時支援金または月次支援金のIDを発番した方で、申請や受給をしていない方については、発番済のIDを利用可能です。(ただし、事業復活支援金の事前確認) ※3 オンライン申請が困難な方がご利用いただける申請サポート会場も設置しております(詳細はホームページでご確認ください)。

申請書類

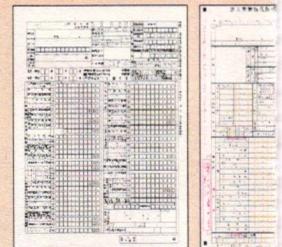
※主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等の場合や、特例を用いる場合等に

1 履歴事項全部証明書(法人)または本人確認書類(個人)



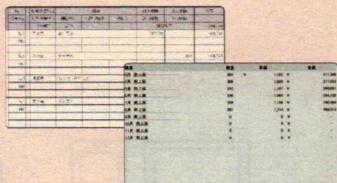
※在留カード、住民基本台帳カード、身体障害者手帳等も認められます。

2 收受日付印の付いた2020年(度)及び選拆確定申告書類の提出



※e-Taxを通じて申告を行っている場合 ※基準期間は、①2018年11月～2019年10月、②2019年11月～2020年3月のうち、③2020年11月～2021年3月のうち、基準 ※法人は2019年11月、2020年11月及び基準

3 対象月の売上台帳等



※事前確認では、2018年11月から対象月までの各月の帳簿書類(売上台帳、請求書、領収書など)が必要です。 ※書類の量が膨大な場合は、登録確認機関が任意に選択した、複数年度の帳簿書類でも構いません。

4 振込先の通帳 (通帳のおモチ面と通帳を開いた1・2ページ)



※事前確認では、2018年11月以降の全ての事業の取引を記録している通帳(事業の取引がわかる全てのページ)が必要です。

5

※ホーム

保存書類

2018年11月から対象月までの、確定申告書類の裏付けとなる帳簿書類(売上台帳、経費台帳、請求書、領収書など)および通帳を併

「石川県事業復活支援金」制度のご案内

参考資料

概要

新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい経営環境が継続している県内中小企業及び個人事業主の事業継続・回復を支援するため、**国の事業復活支援金に、県が独自に上乗せする「石川県事業復活支援金」を給付**します。

※R3年度2月補正予算が成立した場合、申請受付を開始します。(2月下旬頃)

上乗せ支援

県 石川県事業復活支援金

国の給付通知書、国への提出書類を保管ください!

要件：国の事業復活支援金を受給した事業者に対し、追加支援

給付額：	売上減少率	中堅・中小企業	個人事業主
	▲50%以上	一律 50万円	一律 20万円
	▲30%以上50%未満	一律 30万円	一律 12万円

国 事業復活支援金

要件：2021年11月から2022年3月までのいずれかの月の売上が前年、2年前又は3年前同月比30%以上減少
(業種問わず、給付対象になり得ます)

給付額：	売上減少率	中堅・中小企業	個人事業主
	▲50%以上	最大 250万円	最大 50万円
	▲30%以上50%未満	最大 150万円	最大 30万円

申請期間：2022年1月31日(月)～5月31日(火)

※詳細は、国(事業復活支援金事務局)のホームページでご確認ください。

お問い合わせ先

○ 石川県事業者支援ワンストップコールセンター

電話：076-225-1920 開設時間：9時～18時(土日祝日も対応)

三重県地域経済復活支援金

2022年1月のまん延防止等重点措置発出に伴う経済活動の停滞等による影響により、特に厳しい状況にある県内の中小法人・個人事業者等の事業継続・事業回復を支援するため、支援金を支給します。

※申請に際しては、後日公表する申請要項で申請要件等を必ず確認してください。

1 対象事業者

まん延防止等重点措置発出に伴う経済活動の停滞等による影響を受けた、三重県内の中小法人・個人事業者等

※三重県内に本店又は主たる事業所を有する中小法人・個人事業者等であること

2 主な支給要件

2022年1月～3月のいずれかの月の売上が、前年(2021年)、前々年(2020年)又は前々前年(2019年)同月と比べて、**30%以上減少**していること

3 支給額

①上限額: **中小法人等30万円、個人事業者等15万円**

②算出式:

$$\text{支給額} = [(\text{比較年の1～3月の売上合計}) - \text{対象月}(\text{※1})\text{の売上} \times 3] \\ - \text{国の事業復活支援金の受給額} \times 3/5(\text{※2})$$

※1…2022年1月～3月のいずれかの月で比較年の同月比で売上が30%以上減少した月

※2…国の事業復活支援金を受給した場合

4 申請受付

2022年**3月上旬**: 申請要項の公表、申請受付開始(予定)※

※電子又は郵送による申請を予定

5 留意事項

・国の「事業復活支援金」を併せて利用できます。

「事業復活支援金」ホームページ: https://www.meti.go.jp/covid-19/jigyo_fukkatsu/

「事業復活支援金」申請相談窓口 TEL:0120-789-140

・2022年1～3月に実施される三重県飲食店時短要請等協力金との併給はできません。

ただし、2022年1～3月のいずれかの月の飲食店時短要請等協力金の受給(見込)額が「3支給額」に1/3を乗じた額を下回る場合、該当月ごとにその差額を支給します。

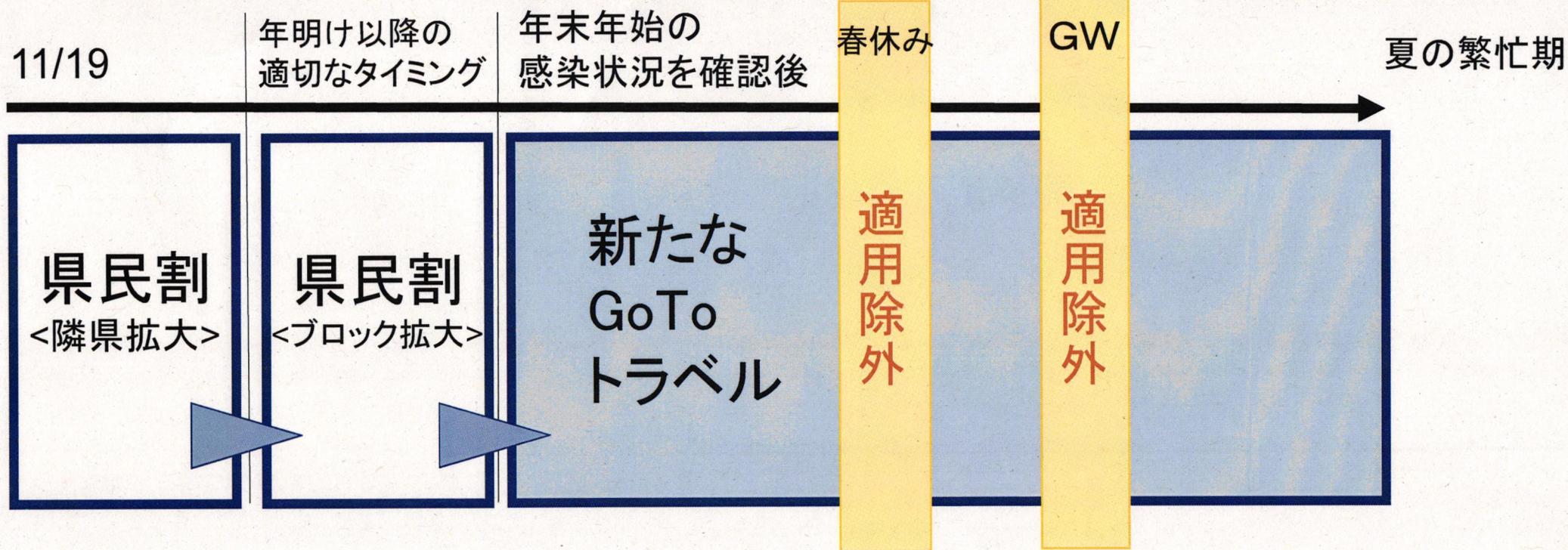
6 支援金に関するお問い合わせ

三重県地域経済復活支援金 事務局

(TEL: 059-224-2838) 受付時間: 平日9時から17時 ※土日祝日は除く

この支援金は、補正予算が県議会で可決された場合に実施します

今後の観光需要喚起策について



<予算>

県民割予算(約2,300億円)

(GoToトラベル予算からすでに流用)

3/11

補正予算(約2,700億円)

※国による事業

GoToトラベル予算

※国による事業

GoToトラベル予算

※都道府県による事業

合計1.3兆円